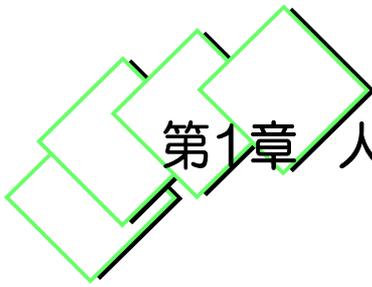


第4次芦屋市総合計画 後期基本計画(原案) 【修正版】(一部)

第1章 人と人がつながって新しい世代につなげる		(1)
1 一人ひとりのつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる		
1-1	市民一人ひとりがそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる	
1-2	市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している	
1-3	地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている	
2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている		(3)
2-1	市民が教養を高める機会が豊富にある	(4)
2-2	様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている	(8)
3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている		
3-1	平和と人権を尊重する意識が行き渡っている	
3-2	男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている	
4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育てている		(11)
4-1	子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している	(12)
4-2	青少年が社会で自立するための力を身につけている	(17)
4-3	学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている	(19)
5 地域で安心して子育てができています		
5-1	世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている	
5-2	子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている	
第2章 人々のつながりを安全と安心につなげる		
6 市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている		
6-1	市民が健康づくりに取り組んでいる	
6-2	市民が適切な診療を受けられる	
7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられるまちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる		
7-1	地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している	
7-2	高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせている	
7-3	障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる	
8 一人ひとりの意識やまちの雰囲気暮らしの安全を支えている		
8-1	市民一人ひとりの暮らしの安全・安心への意識が高まっている	
8-2	犯罪が起きにくいまちになっている	
9 まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている		
9-1	家庭や地域、行政の防災力が向上している	
9-2	災害に強い安全なまちづくりが進んでいる	
第3章 人々のまを大切に心や暮らし方をまちなみにつなげる		(21)
10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している		(22)
10-1	自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している	(24)
10-2	建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している	(26)
11 環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている		(29)
11-1	環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる	(30)
11-2	清潔なまちづくりが進んでいる	(33)
12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている		(35)
12-1	交通ルールやマナーに関する意識が高まっている	(36)
12-2	公共施設などのバリアフリー化が進んでいる	(38)
12-3	市内を安全かつ快適に移動できる	(40)
13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている		(43)
13-1	良質なすまいづくりが進んでいる	(44)
13-2	住宅都市としての機能が充実している	(47)
13-3	市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している	(50)
第4章 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる		
14 信頼関係の下で市政が展開している		
14-1	市民参画による開かれた市政を運営している	
14-2	変化に対応できる柔軟な組織運営をしている	
15 経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている		
15-1	様々な資源を有効に活用している	
15-2	歳入・歳出の構造を改善している	

第1章 人と人がつながって新しい世代につなげる



第1章 人と人がつながって新しい世代につなげる

【目標体系図】

まちづくりの基本方針1 人と人がつながって新しい世代につなげる

目標とする10年後の芦屋の姿

1 一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる

施策目標 1-1 市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる

施策目標 1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している

施策目標 1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている

目標とする10年後の芦屋の姿

2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている

施策目標 2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある

施策目標 2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている

目標とする10年後の芦屋の姿

3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている

施策目標 3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

施策目標 3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

目標とする10年後の芦屋の姿

4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育っている

施策目標 4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している

施策目標 4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている

施策目標 4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている

目標とする10年後の芦屋の姿

5 地域で安心して子育てができている

施策目標 5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている

施策目標 5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、 芦屋の文化があふれている

【基本構想】

本市では、大都市への交通の利便性ととも、恵まれた自然環境の中で育まれた豊かな住環境が土壌となり、新しいライフスタイルが築き上げられ、芸術文化だけでなく暮らしの楽しみ方をも文化とする考え方が先人たちによって培われてきました。

この歴史的背景を改めて認識し、文化を芦屋の魅力の重要な要素として位置付け、文化を身近に感じるまちづくりを進めていくことが必要です。

そのためには、芦屋の歴史を知ることで郷土としての愛着を深めることや、教養を高めるための学習の機会を豊富にし、その学習を通して様々な活動へとつなげていくとともに、文化的資源を活用し、市民が表現できる環境を整え、多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流しながら芦屋の文化を発展させていくことが重要であると考えます。

施策目標 2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある

施策目標 2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・幅広い知識と教養を育む機会の充実に努めます。
- ・日頃から芸術文化に親しめる環境を整えます。
- ・地域の伝統や歴史が、次の世代に語り継がれていく活動を促進します。
- ・*スポーツ・フォー・エブリワンの理念に基づき、誰もがスポーツに気軽に参加できるよう普及、振興に努めます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

幅広い知識と教養を育む機会の充実に、公民館をはじめとする文化施設などでの各種講座等の実施、社会教育関係団体等への活動支援、活動機会の提供に取り組みました。日頃から芸術文化に親しめる環境づくりでは、各文化施設において、*指定管理者等と協議しながら、美術博物館では、造形教育展や市展、学習雑誌にみるこどもの歴史展など事業の充実に取り組みました。また、図書館においては、児童図書 of 充実を行い、学校園における読書活動推進との連携を図りました。

地域の伝統や歴史の継承では、芦屋川の文化的景観をはじめ、新たに文化財を指定するとともに、文化財の整理を進め、冊子の刊行やリーフレットの作成、広報あしやでの連載を行なう等、啓発に取り組むほか、各文化施設において、*指定管理者等とも協議しながら、芦屋の歴史に関連した展示や*ワークショップ、公民館講座など、積極的に事業の充実に取り組みました。

スポーツの普及、振興では、「芦屋市スポーツ振興基本計画」及び「芦屋市スポーツ推進実施計画」に基づき、ライフステージに応じたプログラムなどの各種スポーツ事業を実施しました。

概ね各事業においては、多くの市民の参加を得ていますが、必ずしも参加者のその後の自主的活動につながっているとは言い難い現状です。

特に、文化振興については、平成 24 年度(2012 年度)からの「芦屋市文化振興基本計画」に基づき、各事業を実施していますが、市民が誇れる取組までには至っていない状況となっています。これからは、地域の伝統や歴史だけでなく個性豊かで幅広いまちの魅力としての芦屋文化を発信していく取組や、さらには次世代に継承していく取組を行っていくことが重要です。

また、生涯学習についてもまちの魅力として高めていくためには、市民の現行の取組や学びのネットワーク等について積極的に情報提供し、より参加しやすい状況を促進するとともに、そのネットワークを充実し、特に子どもたちを意識した多世代をつなぐ仕組みや個々の学びをつなぎ広げる仕組みづくりが必要です。

図書事業では、平成 20 年度から 3 年間取組を行った「子ども読書の街づくり推進事業」を機運として、これまでも「かばんの中に一冊の本を」や「ブックワーム芦屋っ子」を合言葉に、市民への読書推進事業の取組を行ってきており、今後の更なる事業推進において、公立図書館が担う役割は大きく、施設の整備や図書館事業の充実が求められています。

スポーツ推進においては、スポーツを行うことで、子どもから高齢者まで年代を問わず心身の健康の保持増進だけでなく、次代を担う青少年の健全育成、地域交流や家族の絆を深めるなどの

多くの効果が期待されます。そのためには、平成 32 年（2020 年）の東京オリンピック・パラリンピック開催決定を追い風にして、スポーツの機運を盛り上げ、市民一人一人がライフステージやニーズに応じてさまざまな形でスポーツ活動に参加できる機会を提供するとともにスポーツへの参加を促すことが必要であり、「芦屋市スポーツ推進実施計画」の基本理念である「するスポーツ・みるスポーツ・ささえるスポーツ」を推進し、すべての市民が日常的にスポーツを楽しむことができる、幅広い生涯スポーツ社会を目指した取組が重要です。

3 後期 5 年の重点施策

2-1-1 芦屋の文化を見つめなおし、個性豊かで幅広い芦屋文化をまちの魅力として広く周知・発信します

（重点取組）

- ①重点施策に則った「第 2 次芦屋市文化振興基本計画」の策定を平成 28 年度（2016 年度）中に行います。
- ②芸術，芸能，生活文化などはもとより，学術，景観，観光その他創造的活動をも含む個性豊かで幅広い芦屋文化を発信し，住んでみたいまち，住み続けたいまち芦屋を目指します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
<u>「定住意向」で、「今の場所に住み続けたい」「市内の他の場所で住み続けたい」と回答した割合（%）</u>	<u>84.6</u>	<u>↑</u>	<u>90.0</u>
<u>「居住地として芦屋市を選んだ理由」で「地域イメージが良い」と回答した割合（%）</u>	<u>42.0</u>	<u>↑</u>	<u>46.0</u>

2-1-2 市民が主体となって活躍する*知の循環型社会の構築を目指します。

（重点取組）

- ①芦屋の文化を知り、自らリーダーとなって活躍できる人材が豊富になるように、研修会や講習会を実施し、ボランティアを育成・支援します。
- ②個々の学習成果が社会に還元、活用され、市民の生きがいや更なる学習意欲につながるよう、市民が主体となった発表会や研修会等を実施します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
<u>文化財の整理作業補助等に関わる「文化財ボランティア」の活動者数（人／年）</u>	15	↑	<u>27</u>
<u>社会教育活動を通じて学ばれた市民が講師や指導者となった公民館講座及び市民版出前講座の実施回数（回／年）</u>	3	↑	16

2-1-3 芦屋の文化を身近に感じ、守り、次の世代に継承できる取組を進めます。

(重点取組)

- ①子どもが、現在に至るまでの芦屋の文化を知り、身近に感じることができるよう、わかり易い*出前講座や展示、リーフレットや冊子の作成など芦屋の文化に関する周知啓発に取り組みます。
- ②公民館、美術博物館、谷崎潤一郎記念館や富田碎花旧居などの文化施設の活性化を図り、誰もが親しみを持って利用できる施設を目指します。
- ③地域の伝統や文化を広め、継承するために、講演会等を開催します。特に、失われつつある戦前、戦中の地域の伝統や文化を継承するため、戦前、戦中を知る人達の記憶の記録や状況調査等を行うとともに、調査結果を広く市民と共有し、活用します。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
中学生以下の美術博物館入館者数 (人/年)	1,260	↑	<u>3,000</u>
<u>芦屋の</u> 伝統や文化に係る講演会等の参加者数 (人/年)	<u>330</u>	↑	<u>380</u>

2-1-4 地域の情報拠点として、公立図書館を充実させます。

(重点取組)

- ①市民が知識や教養を高めることができるよう、図書館施設の整備、資料の充実、調べ物や読書相談等サポートを強化します。
- ②子どもたちの読書機会を増やせるよう、子どもと本を結ぶ図書館行事の充実、保育所・幼稚園向けの読み聞かせや、学校への団体貸出等を実施します。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
市民が1か月に1冊以上読書する割合 (%)	<u>55.0</u> (H27)	↑	<u>66.8</u>
<u>公立図書館における児童(7~15歳)図書貸出冊数 (冊/年)</u>	73,150	↑	76,808

2-1-5 「するスポーツ・みるスポーツ・ささえるスポーツ」を推進し、すべての市民が健康で豊かなスポーツ文化を楽しむことができる環境を創ります。

(重点取組)

- ①「芦屋市スポーツ推進実施計画」に基づき、スポーツ施策を推進します。
- ②高齢者、障がいのある人やファミリーなど、誰もがライフステージに応じて楽しみ、人との絆を深めるスポーツ事業を実施します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
スポーツ啓発事業参加者数（人／年）	857	↑	1,115
スポーツの週1回以上の定期的実施率（%）	62.0 (H24)	↑	69.0
市民アンケートでのスポーツの国際大会をわ が国で開催することに関しての問いに「好まし い」と答えた割合（%）	49.3	↔	70.0

4 市民主体による取組

- ◇文化活動の積極的な情報発信
- ◇文化財的な建築物の保存・活用
- ◇スポーツ活動の積極的な情報発信

[関連する課題別計画]

- 第2次生涯学習推進基本構想（H21）
- 芦屋市文化振興基本計画（H24～H28）
- 芦屋市スポーツ推進実施計画（H26～H35）

施策目標 2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている

(施策目標推進部：企画部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・多様な文化を持つ人との交流を促進します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

多様な文化を持つ人との交流については、市民交流の場として、さくらまつり、サマーカーニバル、秋まつりの開催を支援し、多くの参加を得ているほか、芦屋市国際交流協会と連携しながら姉妹都市であるモンテベロ市との学生親善使節の交換などの国際交流事業を実施してきました。学校園においては、潮見小学校に「*こくさいルーム」を設置し、子どもたちの母文化を尊重した交流活動や学習会を定期的実施し、子どもたちの共生の心を育む活動の充実に取り組むほか、日本語理解が不十分な子どもたちに対して、日本語指導支援員等を配置し、児童生徒が学校生活を円滑に送ることができるよう適応指導と学習支援の充実に図ってきました。

潮芦屋交流センターについては、年々利用者も増え、セミナーや講演会等については、ある程度の参加者数が得られていますが、まだ施設の利用率は十分とは言えず新しい取組も検討していく必要があります。また、姉妹都市交流事業も、市民が知り、参加する事業にはなっておらず、多くの市民が関わるができる方法を検討する必要があります。

一方、市内に在住する外国人住民が必要な情報を受け取ることができ、適切な相談や支援が受けられるよう、多言語による情報発信などを充実する必要があります。(前期基本計画では施策目標 1-1 に記載していました。)

学校における日本語理解が不十分な児童生徒への指導についても、個々の状況が多様であることや、継続した支援も必要であることから、帰国・外国人児童生徒の望ましい教育のあり方について研究を進め、学校における指導体制の整備、充実に努める必要があります。

平成 32 年(2020 年)東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等が決定されました。国においては、それを見据えながら、国際的視野をもったグローバル人材を養成するため、小学校での外国語活動の教科化などが検討されはじめています。そのような流れの中で、さまざまな外国人との交流促進や、市内に在住する地域人材の発掘、各校に増えてきている外国にルーツのある子どもたちと共に学びあう視点に立った取組を進めることが必要になっています。多文化共生社会を進める上でも、そのような機会を、さらに国際理解を深めるための好機ととらえ、事業の検討を行うことも必要です。

3 後期 5 年の重点施策

2-2-1 多様な文化を持つ人々との交流を促進し、お互いの理解を深めます。

(重点取組)

- ①潮芦屋交流センターを国際交流の拠点として、また、地域のコミュニティの活動拠点として広く活用していただけるよう周知に努めます。

- ②外国の文化に対する理解や見識を深めることができるよう、芦屋市国際交流協会や社会教育関連団体との連携、協力によるセミナーや講演会などを実施し、国際理解を深める機会の充実を図ります。
- ③様々な異文化交流の機会を活用し、子どもたちが外国の言語や文化に触れたり、自国の文化を発信したりする取組を進めます。
- ④外国語によるスピーチコンテストを実施する等、外国にルーツのある児童生徒と他の児童生徒が相互に学びあい、高め合える機会を増やします。

指標（単位）	現状値（H26）	指標の方向性	めざす値（H32）
<u>潮芦屋交流センター（貸室のみ）の利用率（％／年）</u>	<u>32.0</u>	↑	<u>38.0</u>
潮芦屋交流センター事業への参加者数（人／年）	4,890	↑	<u>5,490</u>
<u>NPOなどの団体と協働して開催した国際理解を深めるための講座参加者数（人／年）</u>	—	↑	30
外国語によるスピーチコンテスト参加数（人／年）	—	↑	<u>100</u>

2-2-2 外国人住民が安心して暮らせる共生のまちづくりを進めます。

（重点取組）

- ①外国人住民が生活に必要な情報を入手できるように、外国人向けの刊行物、パンフレットや公共サインなどを多言語表記や「やさしい日本語」で情報提供します。
- ②外国人児童生徒の望ましい教育のあり方について協議を深め、日本語指導支援員等の配置等の支援体制を整備します。

指標（単位）	現状値（H26）	指標の方向性	めざす値（H32）
<u>全世界帯配布発行物の英語版を発行した割合（％／年）</u>	<u>37.5</u>	↑	<u>100</u>
<u>日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対して個別の支援計画に基づいた支援が行われている割合（％）</u>	<u>※一</u>	↑	100

※平成26年度においては、個別支援計画の策定はないが、必要な児童に対し61%程度は支援を行っている。

4 市民主体による取組

- ◇多様な文化を持つ人と交流できる機会への積極的な参加

子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育っている

【基本構想】

全ての子どもはこれからの社会を担っていく大切な存在です。子どもたちの一人一人が健やかに成長することは、親や家族だけでなく全ての市民の願いでもあります。しかし、社会全体の行き詰まり感は子どもたちへも影響を及ぼし、自分の将来に夢や希望を持たない子どもたちが増えていきます。

子どもたちが自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送るためには、安全な環境の下での健やかな成長とともに、将来の生活の基盤となる「確かな学力」に加え、人間形成の基礎となる道徳性など「豊かな心」と、体育・スポーツ活動や健康教育、食育推進による「健やかな体」をバランスよく身につけていくことが必要です。

そのためには、子どもたちが学習する教育環境の整備に努めるとともに、学校園、家庭、地域が連携して子どもたちの成長を支える仕組みを更に拡充させていくことが重要であると考えます。

また、青少年を中心としたニートや引きこもり、薬物乱用等が大きな社会問題になっており、社会全体で青少年の健全な成長を支える体制づくりを更に進めていくことも重要であると考えます。

施策目標 4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している

施策目標 4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている

施策目標 4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・子どもたちの学力の向上に努めます。
- ・子どもたちの命や人権を大切にする心の教育の充実に努めます。
- ・子どもたちの体力向上に取り組みます。
- ・心やすらぐ充実した教育環境の整備に努めるとともに、教員の専門性と指導力の向上に取り組みます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

「芦屋市教育振興基本計画」に基づき、知・徳・体の調和のとれた「人間力の育成」を目指した教育活動を計画的かつ確実に進めてきました。

学力向上の取組では、学力向上パワーアッププラン・学力向上研究支援プランを推進し、学習指導員などの外部人材を活用した取組や、環境体験・自然学校・*トライやる・ウィークの推進等、参画と協働のもとで特色ある教育活動を推進してきました。教育環境整備においても、タブレット端末の早期導入など*ICT機器の充実に図りました。また、小学校の外国語活動では、地域の人材を有効に活用して内容充実に努め、中学校の外国語との滑らかな接続を行うため、小中学校が合同で研究協議を行う協議会の開催などに取り組みました。同様に他の教科においても小中連携の取組として、中学校合同授業研究会を実施してきました。

特別支援教育では、*特別支援教育センターを中心に、一人一人の状況に応じた個別の教育支援計画等を立て、指導を行ってきました。

心の教育の充実の取組については、道徳教育・人権教育、阪神淡路大震災の経験や教訓を語り継ぐ取組を中心とした防災教育、不登校児童生徒の学校復帰支援のほか、児童生徒を対象としたいじめに関するアンケート調査の実施、いじめや暴力行為などの問題行動の防止、障がい理解のための講演会の実施等に取り組みました。また、読書活動を推進し、子どもたちの年間の学校図書館の図書利用冊数は増加してきています。

体力向上の取組では、体力・運動能力調査を実施し、結果の分析を行い、体育指導の実践研究に取り組みました。食育では、アレルギー対応マニュアルの策定に加え、中学校給食の実施を決定し、施設整備をはじめとした準備を計画的に進めてきました。今後、中学校給食は潮見中学校で先行実施し、他の中学校についても校舎の建替えと併せて順次、実施する等、全ての学校で充実した給食が提供できる体制整備を行っていきます。

教育環境の整備、教職員の専門性と指導力の向上の取組では、教職員研修やOB 教職員を活用した研修体制の充実に努めるとともに、*校務支援システムの導入、ノー部活デーの設定等により子どもと向き合う時間の確保に取り組みました。

幼児期の教育では、質の高い教育・保育の充実を目指し、芦屋市の標準的なカリキュラムとして「就学前カリキュラム」を作成しました。

今後、幼児教育においては、子どもの発達や学びの連続性を保障するために、幼児期と児童期における互いの教育の理解を深め、小学校との円滑な接続をめざすことが必要です。

学力向上方策においては、基礎的・基本的な知識技能は身につけてはいますが、それらを活用していく力に課題がみられることから、外部人材のさらなる有効活用や、読書活動の充実に取り組みます。また、全国学力・学習状況調査の調査結果を踏まえながら、児童生徒の実態に応じた効果的な指導について研究を進め、実践していく必要があります。

また、子どもの命や人権を大切にせる教育では、学校・教育委員会が主体となって関係機関と連携を進めてきましたが、学校外で起こる事案や家庭内における問題、虐待報告件数の増加等、子どもたちを取り巻く社会環境は、年々複雑化・深刻化している現状にあります。学校だけで取り組む領域を超え、専門家、関係機関などとの連携を一層強化していくことが求められるようになっていきます。

さらにスマートフォンの急速な普及は、いじめや人権問題に派生する危険性をはらんでおり、子どもたちに*ICT機器を適切に操作する力や情報を正しく選択し活用する力を身に付けさせる必要があります。

教育環境の整備においては、安全で快適な環境を提供できるよう計画的な施設保全をすすめるとともに、*ICT機器をはじめとした教材備品等の充実を図ることが必要です。

教職員においても、*ICT機器等の活用により校務の効率化を図るとともに、それらの機器を適切に活用できる能力を育成する必要があります。また、経験の浅い教職員が増えていく中、現場で教職員を育成していくことが急務となっており、教職員のキャリアに応じた研修などにより、指導力の向上を図ることが必要です。

3 後期5年の重点施策

4-1-1 就学前の子どもの健やかな発達を保障する教育・保育を提供します。

(重点取組)

- ①保護者の就労に関わらず等しく質の高い教育・保育が受けられるように、「就学前カリキュラム」に基づき、幼稚園、保育所、*認定こども園の連携を深め、取り組みます。
- ②幼児期と児童期の教育が円滑に接続し、連続性や一貫性を確保できるよう、就学前施設と小学校との交流を促進し、連携の充実を図ります。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
幼稚園・保育所・*認定こども園の合同研修会等参加人数 (人/年)	354	↑	420
各就学前施設と小学校との交流回数 (回/年)	16	↑	40

4-1-2 子どもたちの学習意欲の向上と学力の定着を図る指導を充実します。

(重点取組)

- ①全国学力学習状況調査の結果を分析し、基礎的・基本的な知識、技能を活用する力をはぐくむ指導の研究を推進するとともに、*チューター、*理科推進員を効果的に活用し、学力が定着しにくい児童生徒の学習意欲と学力の向上を目指します。

- ②外国語活動の教科化に備え、子どもの外国語の学習意欲と活用能力が向上するように、小学校に外国語を系統的、専門的に指導する人材を配置するとともに、中学校との滑らかな接続を目指したカリキュラムの研究・開発に取り組みます。
- ③子どもが読書の喜びや楽しさを体感するように、授業における学校図書館の活用を促進するとともに、公立図書館との連携を進め、*家読（うちどく）等子どもたちの読書意欲を高める取組を研究し、推進します。
- ④特別な支援が必要な子どもが持てる能力を伸ばし発揮できるよう、*インクルーシブ教育システムの構築をめざし、共に学びながら、個別のニーズに応じた教育を十分に受けられる環境整備を進めます。

指標（単位）	現状値（H26）	指標の方向性	めざす値（H32）
中学校の数学で「授業がよくわかる」と答えた生徒の割合（％）	80.0	→	80.0
小学校の外国語で、「これからも英語を使ってみたい」と答えた児童の割合（％）	92.1	→	92.1
児童生徒一人あたりの学校図書館における図書貸出し冊数（冊／年）	小学校 59.7 中学校 14.6	↑	小学校 65 中学校 17
特別支援教育に係る研修会，研究会の参加人数（人／年）	424	↑	486

4-1-3 子どもたちが命や人権を大切にする「豊かな心」と、「健やかな体」をバランスよく身に付けられるよう取り組みます。

（重点取組）

- ①いじめや、いじめに起因する不登校等の発生を未然に防止するため、「芦屋市いじめ防止基本方針」に基づき、教育相談の充実や実態把握のためのアンケート調査を実施するとともに、子どもたち自身がいじめについて考える機会を設ける等、いじめ防止策を推進します。
- ②学校だけで解決が困難な生徒指導事案の対応を支援するために、関係機関との連携をさらに強化し、学校の生徒指導を支援する体制整備を進めます。
- ③スマートフォン等、インターネット利用に係る弊害やトラブルを防止するため、子どもの発達段階に応じて、情報を正しく選択し活用する教育を推進するとともに、保護者等への啓発を行います。
- ④子どもの運動意欲を高め体力・運動能力が向上するように、学校園における体力向上の指導の研究と実践に取り組むとともに、家庭で実践できる子どもの健康・体力づくりについて、保護者に啓発します。

指標（単位）	現状値（H26）	指標の方向性	めざす値（H32）
<u>中学校における不登校生徒の割合（％）</u>	<u>3.3</u>	↘	<u>1.9</u>
<u>*スクールソーシャルワーカーの学校でのケース会議等における指導助言、関係機関との連携回数（回／年）</u>	<u>13</u>	↗	<u>33</u>
<u>全国体力・運動能力調査結果で全国平均以上の種目の割合（％）</u>	<u>10.0</u>	↗	<u>20.0</u>

4-1-4 教職員の専門性及び指導力の向上に取り組めます。

（重点取組）

- ①様々な教育課題に適切に対応できる教職員を育成するため、キャリアステージ（経験年数・校務分掌等）や課題に応じた研修機会の充実を図ります。

指標（単位）	現状値（H26）	指標の方向性	めざす値（H32）
教職員新規採用～5年次研修講座の受講者数（人／年）	196	↗	<u>275</u>

4-1-5 心やすらぐ充実した教育環境の整備を計画的に進めます。

（重点取組）

- ①子どもが、快適で充実した環境の中で学校園生活が送れるように、「公共施設の保全計画」に基づき、山手中学校、精道中学校の建替に着手するほか、各学校園施設の整備を実施するとともに、教育備品の整備を計画的に行います。
- ②教職員が、子どもと向き合う時間を確保できるように、外部人材の活用や教育現場の*ICT化など、校務の効率化に総合的に取り組めます。

指標（単位）	現状値（H26）	指標の方向性	めざす値（H32）
「公共施設の保全計画」に対する学校園施設整備の実施率（％／年）	100	→	100
*ICT化によって、子どもと向き合う時間が増えたと感じる <u>教職員</u> の割合（％）	—	↗	67.0

4 市民主体による取組

- ◇学校ボランティアへの参加，協力
- ◇*家読の推進
- ◇スマートフォン，SNS等の正しい理解

〔関連する課題別計画〕

- 第2期芦屋市教育振興基本計画（H28～H32）
芦屋市いじめ防止基本方針（H26～）

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・青少年が将来の夢や希望を持ち、必要な知識や能力を身につけられるよう支援します。
- ・青少年の健やかな育成に努めます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

青少年育成支援では、自然の中でのキャンプや昔あそびのイベントの定期的な開催等によって様々な体験事業に取り組み、事業にはこれまで育成した*青少年リーダーを派遣し、リーダー育成を行いました。学校においては、中学校では*トライやる・ウィークによる職場体験、幼児教育体験をはじめ、福祉体験、芸術文化活動等の地域社会の中での様々な体験活動により、生徒が豊かな感性や創造性を身につけることができるよう取り組みました。また、小学校では、児童が問題を解決する力や共に生きる心などを身につけることができるよう、自然学校、環境体験学習、宿泊訓練等、自然の中での様々な体験活動を行いました。

青少年健全育成の取組では、白ポストの設置等による有害環境の浄化活動、愛護委員による市内街頭巡視活動、愛護だより等の発行による広報啓発活動、愛護委員の資質向上のための研修などに取り組むとともに、相談活動では、青少年愛護センターやカウンセリングセンターのほか、「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画〈後期〉」に掲げた*若者相談センター「アサガオ」を平成25年(2013年)10月に開所し、関係機関との連携を図りつつあります。また、不登校等の児童生徒については、*適応教室において学校復帰支援を行いました。

家庭や地域社会の子ども・若者を育成する教育力の低下が指摘され、また、非正規労働者の増大等、若者の雇用環境に厳しい状況が続くなか、今後、子ども・若者が将来の夢や希望を持てるように、地域と連携した体験・交流活動の機会を提供するとともに、勤労観、職業観を養い自立できる社会人になるようキャリア教育を充実することが必要です。また、困難を有する若者への支援を進めることが課題となっており、就労支援等も含め関係機関と連携しながら、「芦屋市子ども・若者計画」に基づいて施策を推進することが必要です。

3 後期5年の重点施策

4-2-1 子ども・若者が将来の夢や希望を持てるよう支援します。

(重点取組)

- ①自立できる社会人になるように、小・中学校において、子どもたちに将来への夢や希望をはぐくむ指導や、働くことの意義・目的など、望ましい勤労観や職業観を養うためのキャリア教育を充実します。
- ②地域で次代の社会を担う大人になるための資質を養えるよう、自然学校、*トライやる・ウィーク、キャンプ、*あしやキッズスクエア事業など、体験活動に参加する機会を提供します。

指標（単位）	現状値（H26）	指標の方向性	めざす値（H32）
将来の夢や目標を持っている児童 <u>生徒</u> の割合（%）	<u>小学校</u> <u>86.0</u> <u>中学校</u> <u>71.7</u>	↑	<u>小学校</u> <u>90.0</u> <u>中学校</u> <u>80.0</u>
*あしやキッズスクエア <u>でのプログラム実施回数（件／年）</u>	—	↑	<u>920</u>

4-2-2 困難を有する子ども・若者を支援します。

（重点取組）

- ①社会的、経済的に自立できるように、*若者相談センター「アサガオ」においてカウンセリング、アウトリーチ（訪問支援）、ピアサポート（仲間同士の支えあいの支援）を展開していきます。
- ②医療機関等の専門機関へのつながりを充実させ、ソーシャル・ワークを進めるとともに、国・県やNPOなどの関係機関との連携を図ります。

指標（単位）	現状値（H26）	指標の方向性	めざす値（H32）
*若者相談センター「アサガオ」の支援対象者数（人／年）	26	↑	100

4-2-3 子ども・若者の健やかな育成に努めます。

（重点取組）

- ①家庭や地域社会で、子ども・若者の自主的活動を促進し、育成します。
- ②インターネットやスマートフォンの急速な進展に対応して、保護者・青少年関係者の情報リテラシー（活用能力）や情報モラルが向上するように、啓発、講演会・講習会を効果的に実施します。

指標（単位）	現状値（H26）	指標の方向性	めざす値（H32）
<u>青少年の自主的活動（青少年リーダー及び青少年ボランティア）者数（人／年）</u>	<u>17</u>	↑	<u>1,870</u>

4 市民主体による取組

- ◇青少年を育成する活動への協力
- ◇*トライやる・ウィークに参加する生徒の受入れ

〔関連する課題別計画〕

- 芦屋市子ども・若者計画（H27～H31）
- 第2期芦屋市教育振興基本計画（H28～H32）

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・地域社会が一体となって子どもたちの学びを支えるため、学校に関係する諸団体をネットワークで結ぶ仕組みづくりを拡充します。
- ・子どもたちが安全に安心して活動できる場として、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを提供します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

学校に関係する諸団体をネットワークで結ぶ仕組みづくりでは、特色ある学校園づくりとして地域人材を活用し、伝統文化、マナー、英会話、平和学習講話など幅広い教育活動を推進するほか、*コミュニティ・スクールの活動支援や学校支援ボランティアとともに家庭、地域による学校支援の取組を進めており、多くの地域住民の参加を得ています。

子どもの安全・安心な居場所づくりの取組では、市内8小学校において校庭開放事業を行うとともに、下校時間帯の子ども見守り巡回パトロールを実施しました。また、通学路の安全確保のために平成24年度(2012年度)に通学路緊急合同点検を地域、学校、行政が連携して行い、路側帯のカラー化やゾーン30の路面標示等実施し、平成26年度(2014年度)には*芦屋市通学路交通安全プログラムを作成しました。

それぞれの取組について調整・協力により大きな効果が得られるよう、連携を図り、進めることが重要で、学校を核として行われる活動、行事への協力体制づくりが必要であり、子育て支援の需要が増す中、子どもが安全で安心して過ごせる場の充実が求められています。

また、*芦屋市通学路交通安全プログラムに基づき、通学路合同点検を地域と一緒に実施するほか、南芦屋浜地区から遠距離を通う子どもたちの安全確保策については、子どもの人数が増加することを踏まえ、早期に取り組む必要があります。

3 後期5年の重点施策

4-3-1 学校園・家庭・地域が連携し相互協力のもと、子どもたちの学びを支えます。

(重点取組)

- ①保護者や地域住民による学校支援ボランティアの活動が充実するように、支援者間の連絡調整や、学校現場との有効な連携づくりを進めます。
- ②地域の教育力を教育活動に生かし、専門的な知識や技能を有する教育ボランティアを学校園へ招聘し、特色ある学校園づくりを進めます。
- ③子どもたちが健やかに育つ家庭環境実現の手助けとなるよう、学校ボランティアグループ等の協力を得て、保護者の世代間交流を図り、情報交換できる機会と場所を提供します。

指標（単位）	現状値（H26）	指標の方向性	めざす値（H32）
<u>学校支援ボランティアグループの活動実施日数(日/年)</u>	407	↑	<u>506</u>
教育ボランティアの活動人数（人/年）	554	↑	<u>570</u>
子育て異世代交流会等への参加人数（人/年）	95	↑	<u>190</u>

4-3-2 地域と連携した子どもたちの居場所づくりの充実を図ります。

（重点取組）

①子どもたちが放課後等を安全安心に過ごせる居場所として、*あしやキッズスクエア、校庭開放、*子ども教室などを地域の協力を得て充実します。

指標（単位）	現状値（H26）	指標の方向性	めざす値（H32）
*あしやキッズスクエア、校庭開放、*子ども教室の開催日数（日/年）	1,060	↑	<u>1,920</u>

4-3-3 地域と連携して子どもたちの安全確保を図ります。

（重点取組）

- ①子どもが安全に登下校できるように、*芦屋市通学路交通安全プログラムに基づき、通学路合同点検を地域と共に実施し、関係機関と連携して危険箇所の点検、改善を進めます。
- ②南芦屋浜地区からの子どもの通学の安全確保策については、保護者や地域との協議を重ねながら有効な対策を実施します。

指標（単位）	現状値（H26）	指標の方向性	めざす値（H32）
<u>通学路合同点検において確認された危険箇所の改善割合（%/年）</u>	<u>100</u>	→	<u>100</u>

4 市民主体による取組

◇子どもたちを育成する活動への協力

[関連する課題別計画]

芦屋市子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進行動計画（H27～H31）
第2期芦屋市教育振興基本計画（H28～H32）

第3章 人々のまちを大切にする心や暮らし方を まちなみにつなげる

第3章 人々のまちを大切にする心や暮らし方を まちなみにつなげる

【目標体系図】

まちづくりの基本方針3 人々のまちを大切にする心や暮らし方をまちなみにつなげる

目標とする10年後の芦屋の姿

10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している

施策目標 10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している

施策目標 10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している

目標とする10年後の芦屋の姿

11 環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている

施策目標 11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる

施策目標 11-2 清潔なまちづくりが進んでいる

目標とする10年後の芦屋の姿

12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている

施策目標 12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている

施策目標 12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる

施策目標 12-3 市内を安全かつ快適に移動できる

目標とする10年後の芦屋の姿

13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている

施策目標 13-1 良質なすまいづくりが進んでいる

施策目標 13-2 住宅都市としての機能が充実している

施策目標 13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している

花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している

【基本構想】

芦屋は戸建住宅を中心に自然環境に恵まれた美しい風格ある住宅地として発展してきました。しかし、阪神・淡路大震災によって多くの尊い命が失われ、まちは壊滅的なダメージを受けましたが、市民の復興を願う力によって立ち直ってきました。

平成16年（2004年）に「芦屋庭園都市」を宣言し、花と緑いっぱいの美しいまちづくりを更に進め、世界の人が一度は訪れてみたいと思うまちを目指しています。

まちなみは変わりつつありますが、六甲の山並みと南の大阪湾をつなぐ芦屋川、宮川を庭園都市にふさわしい「緑の水の道」となるように、また、東西に走る幹線道路が「緑の風の道」となるように、まちなかの緑とともに芦屋らしい景観を守り、創り出していく必要があります。

そのためには、幹線道路や河川については国・県などと連携しながら緑の保全や緑化を進めていくとともに、市民が子どもの頃から自然環境を大切にし、まちなかの緑を守り、創り、育てていく心の文化を継承していくことが重要であると考えます。

また、自然や緑と調和させるための方策や、まちなみを美しく保つための管理、そして地域の過去からの歴史を踏まえながら何を大事にしていくかについて市民と行政がともに考え、継承していくことも重要であると考えます。

施策目標 10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している

施策目標 10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している

施策目標 10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している

(施策目標推進部：都市建設部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・まちなかを花と緑で彩り、道路や河川沿いの緑を守り育てます。
- ・安全に芦屋の自然と親しむことができる環境を保全します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

まちなかを花と緑で彩り、道路や河川沿いの緑を守り育てる取組では、*オープンガーデン、*花と緑のコンクールなどを実施していますが、*オープンガーデンの参加者は毎年増加しているもの、コンクールの参加者は30件前後でやや減少傾向にあります。

また、街路樹・公園樹の適正な維持管理を行うとともに、寄附による新たな公園整備や南芦屋浜地区の公園・緑地整備など公共空間の花と緑を守り育てる取組を行いました。「*緑の保全地区」については新たに3地区を指定するなど緑化推進を行いました。新たな*保護樹の指定には至りませんでした。

安全に芦屋の自然と親しむことができる環境の保全では、県に対して芦屋川、宮川の保全に係る要望を行うほか、芦屋観光協会と連携し、あしや山まつりを実施しました。また、*芦屋市環境づくり推進会議が主体となって生きもの観察会等を実施し、その活動記録を冊子にまとめて市民に配布することにより、山、川、海辺の自然への関心や興味の向上を図りました。

今後も、「*芦屋庭園都市宣言」にふさわしい美しいまちなみを形成していくためには、今ある芦屋の自然と緑を守り、創り、育てるとともに、まちなかも花と緑でいっぱいにし、まちが自然と調和していくことが必要です。市全域が健全で緑ゆたかな美しい環境を保全するために、市民と行政が協働して取り組むことが重要であり、*花壇活動参加団体を増やす取組とともに*緑化団体の活動に関わる新たな人材発掘や、新たな*保護樹の指定が可能かどうかも含め新たな景観施策の取組を検討する必要があります。

また、市民が生きものに関心を持ち、身近な自然に親しむことにより、自然環境を守り共生する意識が醸成されるように、芦屋の山、川、海辺などの豊かな自然と触れ合い、学ぶ機会を提供していくことが必要です。

3 後期5年の重点施策

10-1-1 まちなかを花と緑で彩り、市民とともに緑を守り育てます。

(重点取組)

- ①*オープンガーデンの参加者や緑化等の活動団体を増やす取組を進め、市内を花と緑でいっぱいにする市民による活動を促進します。
- ②街路樹、公園、緑地など公共空間の花と緑を守り育てるために、市民との協働を図りながら適切に維持管理を行うとともに、市街地における公園や緑道、街路樹等の更なる緑のネットワーク形成のため、計画的な公園配置を検討します。

③市街地における面的な緑化の推進と既存緑地の保全のため、*緑の保全地区における規制内容の周知と徹底、*景観重要樹木や*保護樹の指定を検討します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*オープンガーデン参加者数（人／年）	81	↑	125
*花壇活動参加団体数（団体／年）	75	↑	99
* 緑被率 （%）	22.0 (H17)	↑	28.0

10-1-2 芦屋の自然環境の保全へ向けた取組を推進します。

（重点取組）

①生きものの生息環境に関する情報を把握し、市民へ向けた情報や自然を学び触れ合う機会の提供の充実を図るなど、自然環境を守る意識の向上への啓発を推進するとともに、その保全・維持に努めます。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
自然や生き物と親しむ機会を作っている人の割合（%）	60.0	↑	70.0

4 市民主体による取組

- ◇*オープンガーデンへの参加
- ◇*花と緑のコンクールへの応募
- ◇地域での花壇活動への参加
- ◇*保護樹，保護樹林指定への協力

〔関連する課題別計画〕

芦屋市緑の基本計画（H17～H32）

第3次芦屋市環境計画（H27～H36）

施策目標 10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している

(施策目標推進部：都市建設部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・ 芦屋らしい美しい景観となるよう景観誘導施策を進めていきます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

景観誘導施策の推進では、市全域の景観地区とは別に、より良好な景観の創造を目指し、芦屋川沿いを*芦屋川特別景観地区に、また、その文化的景観を市指定文化財に指定したほか、地域ごとのまちづくりの推進に向けて、船戸町、三条南町、西芦屋町、浜風町1街区、親王塚町で新たに*地区計画を決定しました。平成26年(2014年)4月からの景観行政団体移行に伴い、「景観計画」を策定し、独自の屋外広告物条例を制定します。

今後、さらに、市民が住みやすく誇りをもてる美しいまちとなるように、南芦屋浜地区における良好な景観の形成を進めていくほか、景観行政団体の特長を生かした、市全体における景観施策の充実に取り組むことが必要です。

3 後期5年の重点施策

10-2-1 芦屋らしい美しい景観をまもる・つくる・そだてるため、景観誘導施策をさらに進めます。

(重点取組)

- ①南芦屋浜地区において良好な景観の形成を進めるため、景観地区の指定を含む取組を検討します。
- ②芦屋らしい広告景観を形成するため、独自条例の周知徹底や市民参画による運用を推進します。
- ③美しい景観形成と道路の防災性能向上のため、「第7次電線類地中化計画」に基づき、芦屋川両岸等の無電柱化の整備を行うとともに、景観計画及び防災面を考慮した無電柱化整備計画を検討します。
- ④住みやすく良好な住環境の保全又は形成を市民参画により進めるため、*地区計画及び*まちづくり協定の周知や支援に取り組み、地域の特性に応じた規制やルールづくりによる環境整備を推進します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
地域におけるまちなみ等の景観の美しさに関して「かなり良い」 <u>または「やや良い」</u> と答えた市民の割合（%）	<u>84.7</u>	↗	<u>90.0</u>
芦屋市屋外広告物条例(<u>H28.4 施行予定</u>)の適用において既存不適格 <u>となる屋外</u> 広告物の割合（%）	<u>37.6</u> (見込数)	↘	<u>17.5</u>
無電柱化率（%）	12.4	↗	14.1
*まちづくり協定の数（地区）	3	↗	6

4 市民主体による取組

- ◇景観地区についての理解と協力
- ◇住宅等の生垣や石積みの保全
- ◇住宅等の道路との敷き際への花木の植栽
- ◇*まちづくり協定の策定

[関連する課題別計画]

芦屋市景観形成基本計画（H26 改定）

芦屋市景観計画（H27）

芦屋市都市計画マスタープラン（H24～H32）

【基本構想】

芦屋には、六甲山、芦屋川と宮川、大阪湾といった自然環境や、これらがもたらす「緑の水の道」がありますが、地球規模で問題となっている温暖化の影響も大きく受けています。

また、身近な生活環境を快適なものにするためには、大気汚染や騒音、振動による被害を受けないことや、ごみの散乱やポイ捨て、落書きなどが無い清潔なまちであることが基本でもあります。

庭園都市の中で環境にやさしい清潔なまちでの暮らしを広げるためには、芦屋に備わっている緑や風の道を生かしたまちなみづくり、住まいづくりを行いながら、エネルギー消費を抑え、まちを清潔に保っていくことが必要です。

そのためには、市民一人一人が地球温暖化を止める暮らし方を意識して行うことや、マナーを守り、まちを汚しにくい雰囲気にしていくことが重要であると考えます。

施策目標 11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる

施策目標 11-2 清潔なまちづくりが進んでいる

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・市民が省エネルギーやリサイクルの推進など環境に配慮した生活ができるよう周知，啓発に努めます。
- ・行政も事業者として適切な廃棄物の処理や公共用水域の水質保全など，環境に配慮した取組を推進します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

省エネルギーやリサイクルの推進などの周知，啓発では，打ち水大作戦の実施，緑のカーテンの普及イベント，*ライトダウンキャンペーンの実施，あしや秋まつりでの啓発ブースの出店，星空観察会を実施するほか，市内の事業者対象の低公害車普及促進，住宅用太陽光発電システム設置に対する助成制度を実施しました。また，ごみの減量化，再資源化では，芦屋市商工会と連携したフリーマーケットの開催，粗大ごみとして収集した自転車，家具類の再生品を提供するリユースフェスタの開催，小中学生を対象にしたポスター展の開催，マイバックキャンペーン，ごみ焼却場などの施設見学会を実施するほか，*持ち去り防止パトロールを実施し，持ち去り者に対する啓発を行うとともに，持ち込みごみの予約制の導入により，事業系ごみの適正処理，持ち込み件数とごみ量の減少に取り組みました。

小学校では，5年生を対象とした自然学校，3年生を対象とした芦屋川，宮川，潮芦屋ビーチでの生物観察などの環境体験学習に取り組むほか，光熱水費節減額の一部を予算還元する「省エネプロジェクト」を実施し，児童生徒と教職員が協力して省エネルギーの推進活動を行いました。

行政が事業者として，環境に配慮した取組の推進では，電気使用量やコピー用紙使用量の削減，庁舎内から排出される廃棄物の減量化の推進のほか，市公共施設における省エネタイプ機器導入やLED照明への切り替え等により，ランニングコストの削減に加えてCO₂排出削減に取り組みました。

様々な取組とその成果から，市民及び行政による環境に配慮した取組の実践や意識啓発の推進は図られてきていると考えられますが，地球規模の環境問題である地球温暖化防止へ向けたさらなる取組が進むよう，情報や学ぶ機会の提供を行うとともに，市民と行政が一体となった取組を推進する必要があります。

また，ごみの減量化・再資源化の取組については，事業系ごみに対する適正処理やごみの減量の啓発を実施しているものの取組が浸透していないことから，今後は，効果的な取組を実施する必要があります。

3 後期5年の重点施策

11-1-1 市民、事業者による環境負荷の低減に向けた取組を促進します。

(重点取組)

- ①市民の知識や意識が向上するように、環境問題やエネルギーに関する情報を把握し、情報提供や学習機会を充実します。
- ②市民、事業者が協働して取り組めるように、環境に配慮した設備導入への補助制度の見直しや、環境づくり推進会議と協力しながら情報交換できる機会の提供に取り組めます。
- ③ごみの減量化・再資源化事業を促進するために、持ち込みごみ予約制や*持ち去り防止パトロールの実施の効果を検証し、適正な料金体系や新たな再資源化の促進策などを検討します。
- ④事業系ごみの適正処理を推進するため、持ち込みごみ予約制を活用することにより事業系ごみが持ち込まれる状況を把握し、不適正排出を行う事業所に周知、啓発を行います。また、事業系ごみの減量化を推進するため、現在実施している簡易包装などに取り組む店舗等を「スリム・リサイクル宣言の店」に指定する事業を、今後一層推進していきます。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
<u>日頃の暮らしの中で省エネやエコバック、ごみの分別など環境に配慮した行動を実践している市民の割合（％）</u>	53.5	↑	60.0
<u>市民等から出される燃やすごみの量 (kg/人・年)</u>	家庭系 210.9 事業系 100.4 計 311.3	↓	平成27年度 見直しの 「芦屋市一 般廃棄物処 理基本計 画」で設定
再資源化物のリサイクル率（％）	16.9	↑	平成27年度 見直しの 「芦屋市一 般廃棄物処 理基本計 画」で設定

11-1-2 行政の事業に係る環境負荷を低減します。

(重点取組)

- ①「*環境マネジメントシステム（EMS）」及び「環境保全率先実行計画」等に基づき全庁的な温室効果ガス削減への取組を推進します。
- ②公共施設の保全計画と省エネ診断との連動により、効率的・効果的な省エネ機器の導入や再生可能エネルギーの利用を図ります。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
行政の事業における温室効果ガス排出量 (t-CO2)	<u>12,428</u>	↓	平成27年度改訂の「第4次芦屋市環境保全率先実行計画」 で設定

4 市民主体による取組

- ◇省エネ意識をもった生活
- ◇環境負荷の少ない設備の設置
- ◇環境負荷の少ない製品の購入，利用
- ◇建物の新築・増改築時における雨水浸透施設の設置
- ◇ごみの分別排出の徹底
- ◇生ごみの水切り
- ◇食材や日用品は，最後まで使い切る

[関連する課題別計画]

第3次芦屋市環境計画（H27～H36）

芦屋市一般廃棄物処理基本計画（H23～H32）

芦屋市分別収集計画（H26～H30）

第4次環境保全率先実行計画（H28～H32）

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（通称：市民マナー条例）の周知、啓発、誘導に努めるなど清潔なまちづくりを進めます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

「清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」（通称：市民マナー条例）の取組では、JR芦屋駅に加え、平成23年度(2011年度)より阪急芦屋川、阪神芦屋、阪神打出の各駅周辺を喫煙禁止区域に新たに指定し、平成25年(2013年)10月には、市内全域の公共の場所における歩行喫煙等について努力義務から禁止事項へ変更しました。平成23年(2011年)6月からは新たに芦屋川流域及びキャナルパークでのバーベキュー禁止、キャナルパークでのプレジャーボートの航行時間規制を追加し、周知及び警備を行うほか、美化推進員との連携による啓発街頭キャンペーンを実施するなどにより、一定の効果が表れています。さらに市民マナー条例を定着させ、清潔で安全かつ快適な生活環境の確保に向けた取組を総合的に推進するために平成26年(2014年)3月に「芦屋市市民マナー条例推進計画」を策定しました。

美化活動については、芦屋市環境衛生協会が主催する*芦屋わがまちクリーン作戦を学生や事業所などが自由に参加できる自主性重視の仕組みへと改善しました。また、市内公共施設においては、分煙、禁煙とするなど、*受動喫煙防止対策を実施しています。

市民マナー条例に基づく多種多様な推進施策を実施し、着実に市民へのマナー向上施策が浸透してきていると考えられます。市民アンケートによる結果も市民の満足度は高い評価を得ており、取組による良好な生活環境の確保が図られてきています。

しかしながら、市外からの来訪者にもマナー条例の内容を守ってもらうためには啓発が不足しているという課題があります。また、市民への取組においても、行政による啓発やパトロールによる規制だけでは、地域での取組の広がりが見られないという課題もあり、今後も、「市民マナー条例推進計画」に基づき、市民・行政が連携し、周知啓発を図るとともに、一体となった取組を推進していくことが必要です。

3 後期5年の重点施策

11-2-1 市民・行政が一体となった清潔で安全・快適なまちづくりへの取組を推進します。

(重点取組)

- ①市外から来る人たちに市民マナー条例を守ってもらえるように、交通事業者等の関係機関との連携や官学協働等、様々な手段により、市の内外に向けた市民マナー条例の周知啓発を強化します。
- ②市民マナー条例推進連絡会や美化推進員と協力しながら、地域の情報交換や合同の街頭キャンペーン、パトロール等、協働による活動を推進します。

③良好な生活環境の確保へ向けて地域が主体となった取組が行えるように、美化活動への支援やごみ出しルールについて啓発等を推進します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
市民マナー条例の内容まで知っている市民の割合（％）	72.0	↑	80.0
地域の清掃など普段から清潔なまちを守る行動を行っている市民の割合（％）	63.3	↑	70.0

4 市民主体による取組

◇地域のマナーは地域で守るとの視点に立った行動や周囲への啓発

[関連する課題別計画]

芦屋市市民マナー条例推進計画（H26～H30）

交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている

【基本構想】

本市は、大阪市と神戸市の中間に位置し、都市間交通の利便性と住宅地としての都市機能については評価が高いものとなっています。しかし、市域が南北に細長く北から南への傾斜があり、南北の公共交通はバスによるものとなっていることや、鉄道駅周辺の一部が利用しにくいところがあります。また、比較的幅のある道路には歩道が整備されていますが、道幅が狭いため歩道を設置することが困難な場所も多くあります。

誰もが安全に安心して移動できるためには、歩道や交通安全施設の整備だけではなく、自動車や自転車などに乗る人が交通ルールを守り、歩行者優先に心がけ、歩行者自身も同じように他の通行者に気遣う意識を高めることが必要です。また、自動車や自転車などの移動手段を持たない人でも気軽に市内を移動できる対策を講じながら、まち全体がユニバーサルデザインを目指すことも必要です。

そのためには、一人一人が道路はみんなのものであるという意識を持ち、他の利用者を思いやった使い方を当たり前にしていくとともに、安全に安心して移動できるよう公共施設などがバリアフリー化され、市内の公共交通機関等を利用しやすくしていくことが重要であると考えます。

施策目標 12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている

施策目標 12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる

施策目標 12-3 市内を安全かつ快適に移動できる

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・交通に関するルールとマナーの周知，啓発に努めます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

交通に関するルールとマナーの周知，啓発では，春・秋の「全国交通安全運動」期間中にJR芦屋駅前等でのイベント開催，横断幕，のぼり旗の設置などを行い，チャイルドシート着用の街頭啓発を行ったほか，自転車等交通安全街頭啓発，自転車運転安全教室を実施しました。また，保育所・幼稚園・小学校等において，交通ルールを守り，安全な生活が送れるよう学習する場として，保護者も含めた交通安全教室を実施しました。

しかし，自転車利用者の交通ルール遵守意識は十分に浸透しておらず，道路交通法改正による指導取締りの強化も実施されることから，自転車は「車両」であるということの理解への周知強化とともに，ルールを遵守しなかった場合の罰則や交通事故のリスク等についての啓発，安全教育を推進することが必要となっています。

交通事故による死傷者数は全体として減少傾向にあります。15歳以下の子どもの事故も減少傾向にあります。交通事故にあうケースの多くは，飛び出しや信号無視，安全確認不足など，交通ルール違反が原因であり，危険察知，安全確認の徹底など，引き続き啓発を行っていくことが必要となっています。

一方，高齢者の占める割合が高くなっており，これも同じく，横断歩道以外の場所や信号無視など交通ルール違反が原因となっています。

さらに，社会状況の変化とともに，自転車の事故件数も増加しており社会的課題となっています。道路交通法が改正されたほか，自転車利用者が加害者となる自転車事故の被害者救済対策として，兵庫県では条例が制定され，自転車利用者の賠償責任保険の加入が義務化となることから，賠償責任保険への加入促進に取り組むことも必要です。

3 後期5年の重点施策

12-1-1 交通に関するルールとマナーの周知，啓発に努めます。

(重点取組)

- ①子どもや高齢者の交通事故の減少のために，街頭啓発や交通安全教室，地域の集会の場等を活用し，周知，啓発を更に強化します。
- ②子どもに対する交通安全教室の内容を見直し，生活環境に即した内容に改善するとともに，自転車の正しい乗り方について発達に応じた啓発活動を推進します。
- ③自転車の関わる交通事故を減らすために自転車利用者への交通ルールの周知と安全教育の推進を進めるとともに，自転車事故の際の危機管理として，賠償責任保険の加入促進などの普及，啓発を行い，自転車の安全利用の定着に努めます。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
高齢者の市内交通事故件数（件／年）	49	↓	<u>15</u>
子どもの市内交通事故件数（件／年）	25	↓	<u>14</u>
市内の自転車の関わる事故件数（件／年）	251	↓	<u>188</u>
自転車利用者賠償責任保険加入者割合（％）	<u>29.3</u> <u>(H25)</u>	↑	100

4 市民主体による取組

- ◇道路を利用する全ての人々が交通ルールを守り，気持ちよく利用できるようお互いに配慮した
思いやりの気持ちで交通マナーを高める
- ◇お互いに交通ルールやマナー違反について注意を呼びかける
- ◇自動車や自転車などに乗る人は常に歩行者を優先する
- ◇自転車事故に関する賠償保険に加入する

[関連する課題別計画]

第10次芦屋市交通安全計画（H28～H32）

施策目標 12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる

(施策目標推進部：都市建設部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・道路や公園などの公共空間のバリアフリー化を進めます。
- ・様々な人が利用する建物のバリアフリー化を推進、促進します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

道路や公園などの公共空間のバリアフリー化では、市役所周辺及び市内各所において、歩道の切下げ部や公園施設のバリアフリー化を順次実施するとともに、*交通バリアフリー推進連絡会を開催し、「交通バリアフリー基本構想」に位置づけられた様々な整備に関する情報交換等を行いました。

建物のバリアフリー化では、公共建築物の大規模改修工事等に合わせて推進しており、一定規模以上の公共建築物の建替え又は改修時には兵庫県の「福祉のまちづくり条例」による対応を行い、更に、利用者側の視点を盛り込んだ施設計画とするため、事前に市内福祉団体の意見聴取なども行いました。また、移動に対するバリアフリー化の取組として、阪急バスに対するノンステップバス購入助成のほか、阪急芦屋川駅構外南側スロープの新設工事に係る助成も行いました。

道路や公園については、地形的な制約などによりバリアフリー化を整備することが困難な箇所もありますが、今後も、高齢者や障がいのある人なども含めたあらゆる人が、安全・安心・快適に施設の移動及び利用ができる環境づくりのために、*ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、さらなるバリアフリー化を計画的に進めていくことが必要です。

3 後期5年の重点施策

12-2-1 道路や公園などの公共空間や様々な人が利用する建物のバリアフリー化を進めます。

(重点取組)

- ①すべての人にやさしい歩行者空間の確保に努めるとともに、歩道の平坦性を確保するなど歩道設置路線のバリアフリー化を進めます。
- ②安全かつスムーズに目的地に行くことができるよう、芦屋らしい景観に配慮したわかりやすく統一的な*サイン計画に見直します。
- ③長寿命化改修に併せて、公園施設のバリアフリー化を進めます。
- ④公共建築物の建替えや大規模改修時には、関係団体等からのアドバイスを参考にしながら、利用者の視点を考慮した施設整備を行います。また、バリアフリー化に係る整備マニュアルも作成し、建替え等の計画に活用します。
- ⑤円滑に市街地を移動できるよう、現地調査等を行いながら新たなバリアフリー基本構想（重点整備地区）を検討します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
歩道切下げ部のバリアフリー化率（％）	34.5	↑	46.7
公園施設のバリアフリー化率（％） （施設誘導園路，多目的トイレ等の施設整備状況）	16.9	↑	56.6
公共建築物等のバリアフリー化率（％） （多目的トイレの整備状況）	<u>75.0</u>	↑	<u>79.0</u>

4 市民主体による取組

◇点字ブロックなどのバリアフリー設備の使用を妨げないように，物などを置かないこと

[関連する課題別計画]

芦屋市交通バリアフリー基本構想（H19～）

第2次芦屋市地域福祉計画（H24～H28）

芦屋市都市計画マスタープラン（H24～H32）

施策目標 12-3 市内を安全かつ快適に移動できる

(施策目標推進部：都市建設部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・道路や交通安全施設の整備・維持管理を適切に行います。
- ・駅周辺の交通機能を高めるための取組を検討します。
- ・公共交通や道路網を含めた市内交通の円滑化に向けて取り組めます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

道路や交通安全施設の適切な整備・維持管理では、修繕計画に基づく道路、橋りょう等の修繕・整備、交通安全施設(防護柵)の改修、通学路における路側帯の設置・拡幅及びカラー化を実施しました。

駅周辺の交通機能を高めるための取組として、JR芦屋駅南地区では、まちづくり整備計画の策定に向け、地元住民等と勉強会等を開催しています。

公共交通や道路網を含めた市内交通の円滑化では、バス運行の改善や利便性の向上についての関係機関との協議、山手幹線での全線開通後の環境調査や交通量調査の実施のほか、兵庫県とともに都市計画道路の見直し作業を実施し、本市の特性や社会情勢等に応じた市内道路網の見直しを行いました。駅周辺での違法駐車や違法駐輪を減らす取組では、違法駐輪自転車等への警告・移送・撤去を定期的に行うことにより、違法駐輪の撤去台数が減少しました。

道路、橋りょう等の老朽化対策は全国的にも課題となっており、「芦屋市道路橋長寿命化修繕計画」等を見直し、今後は「*公共施設等総合管理計画」とも整合を図りながら、修繕・整備を行っていくことが必要です。また、市民が安全かつ快適に移動できるように、JR芦屋駅南側において駅前広場・周辺道路・駐輪場の整備やバス路線の再編など、交通結節機能を高める取り組みを進めていくことが必要です。

3 後期5年の重点施策

12-3-1 道路や交通安全施設の整備・維持管理を適切に行います。

(重点取組)

- ①橋りょうを安全に通行できるように、老朽化した橋りょうを定期的に点検し、修繕・架け替え等を行います。
- ②道路を安全に通行できるように、芦屋川沿いの防護柵の改修の実施など歩行者の安全対策を行います。また、歩行者、自転車、自動車の共存が図れるよう様々な工夫を図ります。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
防護柵の改修率 (%)	75.3	↑	89.7
市道での人身事故の件数 (件/年)	226	↓	123

12-3-2 JR芦屋駅周辺の交通結節機能を高める取組を進めます。

(重点取組)

- ①安全かつ快適に移動でき利便性が向上するように、JR芦屋駅南側の駅前広場及び周辺道路を整備します。
- ②安全かつ便利に利用できるように、JR芦屋駅南側において分散化された既存の駐輪場を集約・整備します。
- ③バスを利用しやすくなるように、JR芦屋駅の南北バス停の再配置に伴う路線再編に向けて関係機関と協議します。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
芦屋駅前交番管轄での交通事故発生件数 (件/年)	323	↓	290

4 市民主体による取組

◇駐車場や駐輪場の利用

[関連する課題別計画]

芦屋市道路橋長寿命化修繕計画 (H27 改定)

充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている

【基本構想】

住宅都市である本市では、既存住宅の維持管理に関する相談や支援に関するニーズが高まっています。

また、住宅都市の基盤である上・下水道の施設、道路、橋りょうや公共施設などの老朽化対策に加え、暮らしに必要な商業については、周辺地域に大型店舗が展開されたことで打撃を受けており、市民が身近なところで買い物などの消費活動ができるよう、商業の衰退を防ぐ必要があります。

快適な暮らしのためには、戸建住宅や集合住宅などの既存住宅が適切に維持管理されることや、超高齢社会を迎え、地域での生活が継続できることを基本に、コミュニティ施策や福祉施策と連携した公営住宅にしていくことが重要であると考えます。

また、住宅都市の機能を安全に安心して利用できるよう、市の財政的な負担の軽減を図りながら公共施設の長寿命化など、適切かつ的確な維持管理を計画的に行うとともに、生活の利便性を維持・向上するために商業を活性化することも重要であると考えます。

施策目標 13-1 良質なすまいづくりが進んでいる

施策目標 13-2 住宅都市としての機能が充実している

施策目標 13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・良好な住環境の形成と良質な住宅供給を促進します。
- ・住宅の維持管理や改善に向けた相談や情報提供に努めます。
- ・市営住宅等の耐震化やバリアフリー化等を進め、ストックの維持管理を適切に行います。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

良好な住環境の形成と良質な住宅供給では、*芦屋川特別景観地区の指定や景観計画の策定など、緑ゆたかな住宅景観の継承とより魅力ある都市景観の創造を図りました。また、*長期優良住宅に係る認定申請の審査、中堅所得者層向けの*特定優良賃貸住宅の提供のほか、「芦屋市住みよいまちづくり条例」を改正し、*まちづくり協定制度の導入とともに、条例に基づく開発・建築に関する審査、指導など良好な住環境の維持、保全及び育成に努め、良質な住宅供給を促進しました。

住宅の維持管理や改善に向けた相談や情報提供では、住宅相談窓口の運営、分譲共同住宅共用部分バリアフリー改修助成事業の実施、介護保険制度の要介護または要支援者への住宅改造費助成などにより、バリアフリー化や耐震化等の住宅リフォームを促進するほか、「[芦屋市耐震改修促進計画](#)」の見直しを行い、[さらに](#)住宅の耐震化を促進するための施策を盛り込むとともに、特に高経年マンションについては改修と建替えを一体的な施策として取り組む中で、マンション管理組合のネットワーク会議の開催などにより、マンション管理組合の情報交換・共有の場づくりを支援しました。

市営住宅に関しては、翠ヶ丘町5番住宅建替工事や高浜町1番における*市営住宅等大規模集約事業の推進など、「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づき、市営住宅等の耐震化やバリアフリー化等を進め、ストックの維持管理を適切に行いました。

住宅都市である本市にとって、質の高い良好な住環境の形成は重要な施策であり、引き続き、*長期優良住宅等の普及や「景観計画」及び「住みよいまちづくり条例」等による良質な住宅の供給を継続していくことが必要です。

また、今後は、新築される住宅等への規制と同時に既存の住宅ストックがいかに良質な状態で維持・管理・更新・再生されていくかが、まちづくり全体を見る中では大きな課題となるため、住宅相談の充実や新たな課題である中古住宅の流通促進や空き室問題などへの対応についても取り組んでいくことが必要です。特に高経年マンションにおいては、改修や建替えを検討していく管理組合等との関わりを深めていくことで、良好な住宅ストックを維持するために最善の方向へ誘導していくことが必要です。さらに、住宅に困窮する市民に適切に住宅を供給するため、既存の市営住宅等の適切な維持・管理・更新を行っていくとともに、*市営住宅大規模集約事業については、適切な進行管理を行うことが必要です。

3 後期5年の重点施策

13-1-1 芦屋らしい魅力ある住まい・まちづくりを促進します。

(重点取組)

- ①良好な住環境の維持・誘導のため、新築住宅の整備にあたって、「景観計画」又は「住みよいまちづくり条例」等によるまちづくり行政の適切な継続運用を図ります。
- ②長期にわたって使用可能な質の高い新築住宅を供給するため、*長期優良住宅の認定取得の普及を図ります。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*まちづくり協定地区内の建築届出数 (累積件数)	4	↗	80
新築住宅における認定*長期優良住宅の割合 (%)	50	↗	60

13-1-2 良質な住宅ストック形成への対策に努めます。

(重点取組)

- ①住宅に関する課題解決が図られるように、市内マンション管理組合のネットワーク会議も活用しながら、マンションの長期修繕計画の策定などをはじめとした住宅相談を拡充します。
- ②マンションの共用部や高齢者や障がい者世帯の居住住宅の改善が進むようバリアフリー改造助成の周知、啓発を行います。
- ③安全安心で良質な住宅維持を促進するため、中古住宅流通に携わる関係団体との調整を行うなど、中古住宅のリフォーム改修の促進を図ります。
- ④空き家について、現状を把握し、問題点等を整理するための取組として、分譲マンションの空き家状況調査を実施し研究します。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
<u>「*芦屋市マンションネットワーク会議」への登録件数割合(%)</u>	<u>4.4</u>	↗	<u>7.6</u>
分譲共同住宅共用部分及び戸建住宅のバリアフリー化助成件数(件)	<u>419</u>	↗	<u>430</u>

13-1-3 *市営住宅の大規模集約事業を円滑に実施します。

(重点取組)

- ①*市営住宅大規模集約事業において、高齢者や障がいのある人が安心して生活できる環境づくりに寄与し、良好なコミュニティの形成に配慮した住宅を建設し、新規住宅へのスムーズな転居を図ります。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
建替対象住宅居住者の転居割合(%)	＝	△	100

4 市民主体による取組

- ◇良好な住環境の形成への理解と協力
- ◇マンション管理組合の理解と協力
- ◇市営住宅の建替等についての入居者の理解と協力

[関連する課題別計画]

- 芦屋市緑の基本計画 (H17～H32)
- 芦屋市景観形成基本計画 (H26 改定)
- 芦屋市景観計画 (H27)
- 芦屋市耐震改修促進計画(H20～[H37](#))
- 芦屋市住宅マスタープラン (H20～H29)
- 芦屋市市営住宅等ストック総合活用計画 (H22～H41)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・都市施設や設備の効率的な活用や長寿命化のための保全計画を策定し、適切な改修や維持管理を行います。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

住宅都市としての機能を充実させる取組では、市の保有する建築物の保全計画を策定し、それに基づく工事を実施するほか、建築物以外の上下水道、公園、橋りょう等についてもそれぞれの改修計画に基づく工事を実施し、各都市施設の適切な維持管理とともに設備の効率的な活用や長寿命化を進めました。

今後、多くの公共施設において、老朽化対策及びそのための財政負担が大きな課題となる中で、公共施設等の効率的な活用と長寿命化を図ることが必要であり、都市施設整備をはじめ、交通機能や防災機能など様々な視点を踏まえた将来的なまちづくりの基本的な考え方も検討する必要があります。平成 28 年度(2016 年度)に「*公共施設等総合管理計画」を策定します。

個別施設については、「*公共施設等総合管理計画」の方針を踏まえつつ、定期点検等により施設の問題・課題を把握し、計画的に改修等を進めていくことが必要であり、芦屋霊園では建設から 60 年を経過し、施設の老朽化等も目立ち、部分的な整備では対応が困難となってきました。また、建設当時予測していなかった少子高齢化や核家族化の進展に伴い、墓地に対する価値観の多様化や継承が困難になるという課題もあります。このことを踏まえ、今後、慎重な取組を基本とし、新たな埋葬方法の検討も含め、修景に配慮した安全で利用しやすい公園墓地に向けての再整備を行う必要があります。また、様々な社会環境の変化に対応するため、環境処理センター内の施設においては、様々な課題を整理し、計画的な施設の整備と管理運営について検討し、事業を進めることが必要です。

3 後期 5 年の重点施策

13-2-1 公共施設等の保全計画に基づき効率的かつ適切な改修や維持管理を行います。

(重点取組)

- ①公共建築物の定期点検等により施設の問題を把握し、適切な改修や維持管理を行うとともに、未策定となっている小規模施設の保全計画を策定します。また、施設の効果的な活用等も検討します。
- ②上水道施設を安全で安心して利用できるよう、「施設整備計画」に基づき計画的に改築・更新を行います。
- ③快適な下水道施設を維持していくため、「下水道長寿命化計画」を策定し下水道施設の改築・更新を行います。
- ④公園を安全に利用できるよう、「公園施設長寿命化計画」に基づき、公園ごとの特性にあわせて公園施設の更新を進めます。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
市公共建築物の保全計画策定率（％）（処理場等*プラント施設は除く）	79.8	↑	84.6
全管路延長に占める各年度に施工する上水道更新管路延長の割合（％） （年度毎の更新管路延長／管路総延長（％））	1.5	→	1.5
全管路延長に占める各年度に施工する下水道更新管路延長の割合（％） （年度毎の更新管路延長／管路総延長（％））	0.2	→	0.2
公園施設更新率（％） （公園施設更新数〔箇所〕／計画期間内更新対象施設数（休養，遊具，管理施設等）〔箇所〕）	16.3	↑	50.0

13-2-2 環境関連施設を適切かつ計画的に整備・運営します。

（重点取組）

- ① 霊園施設については、新たな埋葬方法を検討し、必要な施設を整備するなど修景に配慮した公園墓地として再整備に取り組みます。
- ② 環境処理センター内のごみ焼却施設及び*パイプライン施設等について、社会環境の変化及び施設の老朽化に対応した適切なおみ処理を行うため、施設の運営方針を定め、計画的に事業を進めます。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
多様なニーズに対応する霊園内の施設整備	＝	＝	整備
ごみ処理施設の運営方針に既定する取組の進捗（％）	＝	＝	100

13-2-3 住宅都市に必要な都市施設を計画的に整備していくための検討を行います。

（重点取組）

- ① J R 芦屋駅南地区において、本市の玄関口としてふさわしい、住宅・商業・公益・交通の各機能を備えた魅力あるまちづくりを推進します。
- ② 南芦屋浜地区のまちづくりの完成に向け、地元との調整も図りながら取組を進めます。
- ③ 都市計画道路等の都市施設や市街地開発などを効率的に整備するため、交通機能や防災機能など様々な視点を踏まえ、都市施設等の整備に関する基本方針等を検討します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
（仮称）都市施設等の整備に関する基本方針	＝	＝	策定

[関連する課題別計画]

公共施設の保全計画（H24）

芦屋市都市計画マスタープラン（H24～H32）

芦屋市公園施設長寿命化計画（H28～H37）

芦屋市水道ビジョン（H26～H37）

芦屋市下水道中期ビジョン（H23～H32）

芦屋市公共下水道事業計画（H23～H28）

下水道長寿命化計画（芦屋処理区）（H25～H29）

（旧奥山処理区）（H26～H30）

芦屋市一般廃棄物処理基本計画（H23～H32）

施策目標 13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している

(施策目標推進部：市民生活部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・魅力ある商店街づくりを推進し、生活の利便性の向上を目指します。
- ・市民の利便性の向上のため、商業・業務施設の立地を検討します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

魅力ある商店街づくりを推進し、生活の利便性の向上させる取組では、商工会と協働した商業活性化対策事業としてのイベント補助、アーケードの補修等商業共同施設補助、空き店舗を利用した創業の支援等活力あるまちなか商店街づくり補助など、商店街の活性化や商業施設整備の支援を行いました。

商業・業務施設の立地の検討では、商業診断を実施し、商業振興の方向性を検討したほか、駅周辺の交通量・土地利用状況の調査を実施するとともに、JR芦屋駅南地区のまちづくり整備基本計画の策定に向け、地元住民等との勉強会等を実施しました。

今後、市外大規模量販店に消費者が流出し、空き店舗が目立つ商店街や後継者不足問題を抱える市内商業が活性化するように、新たな創業や後継者の支援に取り組むとともに、市内事業者の取扱商品の魅力を全国に発信していくことが必要です。また、市民の利便性の向上のため、JR芦屋駅南地区のまちづくりにおいて、他の商業地域とのつながりも考慮しながら、商業・業務施設の立地の誘導を進めていくことが必要です。

3 後期5年の重点施策

13-3-1 生活の利便性の向上のため、市内の商業を活性化します。

(重点取組)

- ①新たな創業者による創業を支援するために、「芦屋ブランド」活用による創業の効果もアピールしながら、活気にあふれた事業所を増やすために、芦屋市商工会との協働により後継者育成に取り組めます。
- ②市内商業の活性化を図るため、市内事業者の取扱商品について、全国にその魅力を発信します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
新規起業のための創業塾受講者数（人／年）	31	↑	60
*ふるさと寄附金取扱商品件数（個／年）	—	↑	35

13-3-2 市民の利便性の向上のため、商業・業務施設の立地を誘導します。

(重点取組)

- ①市民の生活利便性を向上するために、J R 芦屋駅南地区の商業について、他の商業地域との相乗効果も得られるように、芦屋市商工会や芦屋市商業活性化対策協議会と協議し、まちづくり計画と十分な調整を図っていきます。
- ②J R 芦屋駅南地区の利便性が向上するように、他の商業地域とのつながりも考慮しながら、商業・業務施設の立地を誘導します。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
市民が普段買い物で、J R 芦屋駅南地区の主な商業・業務施設を利用する割合 (%)	5	△	10

4 市民主体による取組

- ◇身近な商店や商店街の利用

